

案件番号

 当初(契約検査課へ提出) ・ 変更(監督員へ提出)

下請負に関する届出書

(発注者)

令和 年 月 日

様

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

履行名称	
履行場所	
請負代金額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
契約締結日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

上記案件について、下請負人が暴力団員等でないこと及び下請負人の社会保険等加入状況を確認しましたので、下記のとおり届出いたします。

記

工事種別	下請負状況※1		下請負人の社会保険等加入状況 (事業所整理記号・事業所番号、労働保険番号のすべてを記入)
	下請負人名称		<input type="checkbox"/> 加入 (※①～③のうち、一つでも加入していない場合は「適用除外」または「未加入」にチェックし、必ず理由等を記入すること)
	下請負人住所		① 健康保険 ()
	下請負契約金額	円(税込)	② 厚生年金保険 ()
	下請負契約日※2	令和 年 月 日	③ 雇用保険 ()
			<input type="checkbox"/> 適用除外 (除外理由:)
			<input type="checkbox"/> 未加入※3 ⇒チェック有の場合は理由書を提出
	下請負人名称		<input type="checkbox"/> 加入 (※①～③のうち、一つでも加入していない場合は「適用除外」または「未加入」にチェックし、必ず理由等を記入すること)
	下請負人住所		① 健康保険 ()
	下請負契約金額	円(税込)	② 厚生年金保険 ()
	下請負契約日※2	令和 年 月 日	③ 雇用保険 ()
			<input type="checkbox"/> 適用除外 (除外理由:)
			<input type="checkbox"/> 未加入※3 ⇒チェック有の場合は理由書を提出
	下請負人名称		<input type="checkbox"/> 加入 (※①～③のうち、一つでも加入していない場合は「適用除外」または「未加入」にチェックし、必ず理由等を記入すること)
	下請負人住所		① 健康保険 ()
	下請負契約金額	円(税込)	② 厚生年金保険 ()
	下請負契約日※2	令和 年 月 日	③ 雇用保険 ()
			<input type="checkbox"/> 適用除外 (除外理由:)
			<input type="checkbox"/> 未加入※3 ⇒チェック有の場合は理由書を提出

※1 作成上の注意事項を確認のうえ作成すること。(記入欄が不足する場合は、続紙可)

※2 下請負契約日は書面で契約を締結した日を記入すること。

※3 社会保険等未加入者(社会保険等加入適用除外業者は除く)と下請負契約を締結した場合、「下請負に関する理由書」を添付すること。

「下請負に関する届出書」作成上の注意事項

1 作成方法

「下請負に関する届出書」(以下「届出書」という。)の記載方法は、次のとおりとします。

- (1) 下請負契約金額及び下請負契約年月日は、必ず記入してください。
- (2) 契約時に届出書を提出する際は、「□当初」にレ印を付け、契約締結後10日以内に必要事項を記載し、契約検査課へ提出してください。
- (3) 下請負契約がない場合、または、決定していない場合も、「□当初」にレ印を付け、「下請負人名称」欄に「なし」と記載し、契約検査課へ提出してください。
- (4) 当初提出した届出書の内容に変更又は追加があった場合は、「□変更」にレ印を付け、変更後の下請負契約すべてを記載し、速やかに変更の届出書を監督員へ提出してください。
- (5) 当初提出した届出書に記載されている下請負人が、何らかの理由により下請けに入らなかった場合は、記載の必要はありませんので、下請負人を削除し、速やかに変更の届出書を監督員へ提出してください。
- (6) 「下請負人の社会保険等加入状況」欄については、下請負人の社会保険等の加入状況を確認し、「□加入、□適用除外、□未加入」のいずれかにレ印を付け、該当する箇所の()内に確認した内容を記載してください。
- (7) 社会保険等未加入者(社会保険等加入適用除外業者を除く)と下請負契約を締結した場合は、速やかに当届出書と合わせて「下請負に関する理由書」を提出してください。
なお、受注者が社会保険等未加入者と下請負契約した理由について、発注者が特別な事情があると認めない場合、当該案件の受注者を入札参加資格停止措置の対象としますので、ご注意ください。
- (8) 請負代金額の変更があった場合には、提出日における請負代金額を記入してください。

2 下請負契約の範囲

この届出書における記載すべき下請負契約の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 建設業法で規定する「下請契約」とは、建設工事の全部又は一部の完成を目的として締結される請負契約をいいます。
- (2) 手間請負も含めます。※手間請負とは、元請業者が材料支給及び機器貸与を行い、作業の完成のみを契約内容とするような請負のことです。
- (3) オペレーター付きリース契約や他の建設会社から作業員の労務提供を受けるなどの建設業務は労働者派遣法第4条で適用除外と規定しており、労働者派遣法違反となる恐れがありますので、適正な下請契約を締結してください。
- (4) 次に示す例は下請契約に該当しませんので、届出書の提出の必要はありません。ただし、施工体制把握のため、仕様書等により施工体系図に記載することを求められている場合は、この限りではありません。

【例】・ダンプトラックによる土砂の運搬や生コンの輸送

※ただし、残土置き場における敷均しやコンクリート圧送、打設を含む場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

- ・警備会社との契約による交通整理員の派遣
- ・建設機械のリース契約

※ただし、オペレーター付きでリース契約をした場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

- ・資材メーカーと取り交わした資材の製造、搬入を内容とする契約

※ただし、トラッククレーンによる現場への設置までを内容とする契約の場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。